



栃木・山梨・青森・岐阜・富山・滋賀・京都・岡山・山口・島根・鳥取・香川・徳島・高知・新潟・岩手・石川・長野・福井・沖縄

全国歯報

2016.9 79号

第79回
通常組合会

平成27年度事業報告、 歳入歳出決算を承認

平成28年7月31日（日）午後1時より、朝日生命大手町ビル、フクラシア東京ステーション「6D」において、第79回通常組合会が開催された。

開会に先立ち栃木県支部田村議員より、故柴田勝先生の葬儀に多数弔問していただいたことへの御礼を述べられた。中屋敷議長の挨拶の後、三塚副理事長の開会の辞に引き続き、議事録署名人に山梨県支部の井出議員を指名。物故組合員に対する弔慰黙祷、尾上理事長の挨拶に引き続き議事に入り、規約の一部改正、平成27年度事業報告、平成27年度歳入歳出決算、平成27年度決算剰余金の処分、及び役員退職慰労金積立金の処分について慎重審議の結果、原案どおり可決承認された。

引き続き、平成28年春の褒章で藍綬褒章を受章された平塚靖規先生に記念品を贈呈して祝意を表し、鈴木副理事長が閉会の辞を述べ第79回通常組合が閉会した。



■議長挨拶（要旨）



中屋敷議長 松岡副議長

定刻になりましたので、ただ今より通常組合会を開催いたします。本日は第79回通常組合会の案内を差し上げたところ、ご多忙中にも拘わらずご参集下さいましてお礼申し上げます。

本日は、平成27年度事業報告並びに平成27年度歳入歳出決算及び決算剰余金の処分の審議があります。慎重審議と円滑な議事進行にご協力をお願いします。

■開会の辞（要旨）



三塚副理事長

大変お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。関東地方もやっと梅雨が明けまして、ここのところひどい暑さであり特に、私は山梨県甲州市というところですが、昨日はやっぱり全国一暑くて、日中は動けませんでした。そんな中の第79回組合会でございます。

先般、先生方に所得調査を改めて実施していただきました。本当にご苦労さまでございました。お陰をもちまして、国庫補助率が30%になりました。

これは、先生方のご努力の賜物でございますが、まだまだ私ども運営は厳しい状況でございます。今日は27年度事業報告、そして、27年度歳入歳

出決算について、先生方のご審議をいただきます。ぜひ、忌憚のないご意見をいただきながら、今後の全国歯の組合員の先生方のためにつなげていきたいと思っております。それでは、第79回通常組合会を開催いたします。

■理事長挨拶（要旨）

本日は第79回通常組合を開催させていただきましたところ、大変暑い中、全国各地からご出席いただきましてありがとうございます。

5月31日、本組合の常務理事で栃木県歯科医師会会長 柴田勝先生が急逝されました。柴田先生のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

熊本地方で4月14日地震が発生し、先生方のご親戚、友人知人等にも被害を受けられた方がおられると思います。被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

さて政府は経済財政運営の指針「骨太方針」を人口減少社会の克服に向けた「1億総活躍プラン」を閣議決定した。これには、少子高齢化人口減少への対策として子育て支援や働き方改革などを盛り込んだ。この中には、非正規労働者と正社員の賃金格差を縮小させる「同一労働同一賃金」の実現や残業時間の規制強化といった意欲的なテーマも含んでいる。

厚生労働省では、個人の予防健康づくりに向けたインセンティブを提供する取り組みに係るガイドラインを示し、健康長寿社会の構築に向け、国民一人ひとりが「自らの健康は自らがつくる」という意識を持ち、それぞれの年齢や健康状態等に応じて具体的な行動として第一歩を踏み出すことが重要とされている。

自分自身の健康づくりに関心が低い「健康無関心層」も含めて、国民が健康づくりの取り組みを実践し継続していくためには、一人ひとりがそれぞれの選択の中で第一歩を踏み出すきっかけになるよう、ポピュレーションアプローチとして様々



尾上理事長

なインセンティブの提供や、ICT、民間の創意工夫も活用した多様な選択肢（健康プログラム）の提供に加え、個人が日常生活の大部分を過ごす企業や地域社会の中で、個人が無理なく健康づくりを行える環境づくりや、ともに取り組みを進めることができる新たなコミュニティの構築なども併せて進めて行くことが重要である。

本組合としても保健事業の展開、特定健診、特定保健指導の推進等、保険者としての機能を発揮した事業運営を進めていかなければならないと考えている。

年々、厳しさを増す歯科界の実情を踏まえて最新の所得調査により、平成28年度からの国庫補助の見直しを行ってもらうため、164国保組合の中で唯一、当組合だけが平成27年度に所得調査を実施した。組合員の皆様方には大変ご苦勞をおかけしたと存じます。ご協力ありがとうございました。その結果は、平成26年度の所得調査では、一人当たり所得額が1,975,000円程度で高額所得とみられ、補助率は22%となりましたが、平成27年度所得調査では、一人当たり所得は1,595,000円程度

になり、平成26年度よりも380,000円も所得減となり、このことは誠に残念なことで、もっと所得増となるよう努力すべきと思われる。しかし、国保組合としては有り難いことに、補助率は30%となった。この原因は、厚労省の推進する歯科治療の転換、すなわち健常者型から高齢者型への転換が図られているため、歯科医療機関の収入減を招いている。また、年金生活者の増加や勤労者の給与が上がらないため、患者が一部負担金の支払いを抑制していることにより自費診療の減少が収入減を招いていると考えられる。これらにより、1種組合員809人中（調査人数）非課税者が12.1%の98人となり、平成26年度調査の7.52%より4.58%も増加している。歯科界の厳しさが表されている。

本日は平塚常務理事が藍綬褒章をご受章になりましたので記念品を贈呈したいと思っております。また、本日は当組合の発展につながるよういろいろなご意見を賜りますようお願い申し上げて、挨拶と代えさせていただきます。

議事

第1号議案 規約の一部改正(案)について議決を求める件 齊藤専務理事

組合員が居住の移転による新たな地区の拡張について説明があり、原案どおり可決承認された。



齊藤専務理事

全国歯科医師国民健康保険組合規約一部改正新旧条文比較対照表

(下線部が改正部分)

改 正		現 行	
別表 1 (規約第4条関係)		別表 1 (規約第4条関係)	
栃木県 山梨県 岐阜県 富山県 滋賀県 京都府 鳥取県 島根県 山口県 岡山県 香川県 徳島県 高知県 青森県 新潟県 岩手県 石川県 長野県 福井県 沖縄県	栃木県 山梨県 岐阜県 富山県 滋賀県 京都府 鳥取県 島根県 山口県 岡山県 香川県 徳島県 高知県 青森県 新潟県 岩手県 石川県 長野県 福井県 沖縄県	栃木県 山梨県 岐阜県 富山県 滋賀県 京都府 鳥取県 島根県 山口県 岡山県 香川県 徳島県 高知県 青森県 新潟県 岩手県 石川県 長野県 福井県 沖縄県	栃木県 山梨県 岐阜県 富山県 滋賀県 京都府 鳥取県 島根県 山口県 岡山県 香川県 徳島県 高知県 青森県 新潟県 岩手県 石川県 長野県 福井県 沖縄県
別表 2 (規約第4条関係)		別表 2 (規約第4条関係)	
宮城県	気仙沼市、登米市、栗原市	宮城県	気仙沼市、登米市、栗原市
秋田県	大館市、湯沢市、横手市、仙北市、鹿角市、小坂町、 <u>藤里町</u>	秋田県	大館市、湯沢市、横手市、仙北市、鹿角市、小坂町、 <u>藤里町</u>
山形県	鶴岡市、小国町	山形県	鶴岡市、小国町
福島県	郡山市、西郷村、 <u>白河市</u>	福島県	郡山市、西郷村
茨城県	古河市、石岡市、結城市、常陸大宮市、筑西市、 <u>桜川市、境町、大子町、城里町、笠間市</u>	茨城県	古河市、石岡市、結城市、常陸大宮市、筑西市、 <u>桜川市、境町、大子町、城里町、笠間市</u>
群馬県	桐生市、太田市、館林市、板倉町、 <u>千代田町、大泉町、邑楽町</u>	群馬県	桐生市、太田市、館林市、板倉町、 <u>千代田町、大泉町、邑楽町</u>
埼玉県	さいたま市、幸手市、川口市、久喜市、蓮田市、 <u>加須市、松伏町、春日部市、熊谷市</u>	埼玉県	さいたま市、幸手市、川口市、久喜市、蓮田市、 <u>加須市、松伏町、春日部市</u>
東京都	八王子市、瑞穂町、 <u>世田谷区</u>	東京都	八王子市、瑞穂町
神奈川県	相模原市	神奈川県	相模原市
静岡県	御殿場市、富士宮市、富士市、小山町	静岡県	御殿場市、富士宮市、富士市、小山町
愛知県	名古屋市長久手町、 <u>愛西市、豊山町、清須市</u> 北名古屋市長久手町、 <u>愛西市、豊山町、清須市</u>	愛知県	名古屋市長久手町、 <u>愛西市、豊山町、清須市</u> 北名古屋市長久手町、 <u>愛西市、豊山町、清須市</u>
三重県	津市、いなべ市、桑名市、伊賀市	三重県	津市、いなべ市、桑名市、伊賀市
大阪府	大阪市、枚方市、吹田市、箕面市、池田市、茨木市、 <u>高槻市、寝屋川市、守口市、門真市、島本町、交野市</u> 大東市、堺市、豊中市、 <u>摂津市、東大阪市、八尾市</u> 豊能町、 <u>能勢町</u>	大阪府	大阪市、枚方市、吹田市、箕面市、池田市、茨木市、 <u>高槻市、寝屋川市、守口市、門真市、島本町、交野市</u> 大東市、堺市、豊中市、 <u>摂津市、東大阪市、八尾市</u> 豊能町、 <u>能勢町</u>
兵庫県	神戸市、宝塚市、豊岡市、丹波市、篠山市、 <u>尼崎市</u> 伊丹市、 <u>芦屋市、西宮市、たつの市、姫路市、宍粟市</u> 三田市、 <u>佐用町、上郡町、太子町、新温泉町</u> 南あわじ市、 <u>川西市、猪名川町</u>	兵庫県	神戸市、宝塚市、豊岡市、丹波市、篠山市、 <u>尼崎市</u> 伊丹市、 <u>芦屋市、西宮市、たつの市、姫路市、宍粟市</u> 三田市、 <u>佐用町、上郡町、太子町、新温泉町</u> 南あわじ市、 <u>川西市、猪名川町</u>
奈良県	奈良市、生駒市、斑鳩町、田原本町、天理市	奈良県	奈良市、生駒市、斑鳩町、田原本町、天理市
広島県	広島市、福山市、府中市、尾道市、三原市、東広島市、 <u>庄原市、神石高原町、大竹市、廿日市市、三次市</u> 北広島町、 <u>安芸高田市、安芸太田町</u>	広島県	広島市、福山市、府中市、尾道市、三原市、東広島市、 <u>庄原市、神石高原町、大竹市、廿日市市、三次市</u> 北広島町、 <u>安芸高田市、安芸太田町</u>
愛媛県	四国中央市、鬼北町	愛媛県	四国中央市、鬼北町
福岡県	北九州市	福岡県	北九州市

第2号議案 平成27年度事業報告について議決を求める件

齊藤専務理事

I 概況

1. 持続可能な医療保険制度を構築するため、国保をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進、患者申出の療養の創設等の措置を講ずることを目的とした「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律」が、平成27年5月27日に成立した。

(1) 国民健康保険の安定化

- 国保への財政支援の拡充により、財政基盤を強化（平成27年度から約1,700億円、平成29年度以降は毎年約3,400億円）
- 市町村国保について、財政基盤強化のため財政支援の拡充を図るとともに、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担う。

(2) 後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入

- 被用者保険の後期高齢者支援金について、段階的に全面総報酬割を実施。（平成27年度1/2総報酬割、平成28年度2/3総報酬割、平成29年度全面総報酬割）

(3) 負担の公平化等（平成28年4月1日より）

- 入院時の食事代について、在宅療養との公平等との観点から調理費が含まれるよう段階的に引き上げをする。（現行260円から、平成28年度360円、平成30年度460円（ただし、低所得者、小児慢性特定疾病患者の負担は引き上げない））
- 特定機能病院等は、医療機関の機能分担のため、必要に応じて患者の病状に応じた適切な医療機関を紹介するなどの措置を講ずる。（紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入）
- 健康保険の保険料の算定の基礎となる標準報酬月額の上限額を121万円から139万円に引き上げる。

(4) その他

- 協会けんぽの国庫補助率を「当分の間16.4%」と定めるとともに、法定準備金を超える準備金に係る国庫補助額の特例的な減額措置を講ずる。
- 被保険者の所得水準の高い国保組合の国庫補助について、所得水準に応じた補助率（13%～32%、11段階）に見直しをする。
- 医療費適正化計画書について、都道府県が地域医療構想と整合的な目標（医療費の水準、医療の効率的な提供の推進）を計画の中に設定するなど、見直しがされる。
- 保険者が行う保健事業に、予防・健康づくりに関する被保険者の自助努力への支援を行う。
- 患者申出医療を創設（未承認薬等を迅速に保険外併用医療として使用したいという困難な病気と闘う患者の思いにこたえるため、患者からの申出を起点とする新たな仕組み。将来的に保険適用につなげるためのデータ、科学的根拠を集積することを目的としている。）

2. 負担能力に応じた負担とする観点から、平成26年度所得調査（平成25年所得）の結果により、所得水準に応じて平成28年度からの5年間をかけて国庫補助率の見直しが行われるが、厚生労働省からの通知があり、平成27年度所得調査（平成26年所得）を希望する国保組合については、調査可能とされた。

当組合としては、年々厳しさを増す歯科業界の実情を踏まえて、最新の所得調査により平成28年度からの国庫補助の見直しを行ってもらうために、164国保組合の中で唯一、当国保組合だけが所得調査を実施した。

また、社会保障・税番号制度に対応するためのシステム開発、安全管理措置に関する規程を定めた。平成26年度に引き続き職員の給与の適正化に努めた。また、国保組合の負担能力に応じた観点からの国庫補助率の見直しについて、対応できるように保険料を引き上げた。

以下、平成27年度の事業計画に沿って報告する。

(1) 保険料賦課額（月額）の引き上げ

① 基礎賦課額（均等割）

1種組合員	7,800円	⇒	8,600円
1種家族	5,800円	⇒	6,600円
2種組合員	16,000円	⇒	16,500円
2種家族	5,500円	⇒	6,000円
3種組合員	8,500円	⇒	9,000円
3種家族	5,500円	⇒	6,000円
後期高齢者組合員家族	5,800円	⇒	6,600円

② 後期高齢者支援金等賦課額

組合員及び該当組合員の世帯に属する被保険者			
1人当たり	3,200円	⇒	3,300円

(2) 後期高齢者組合員の所得割の賦課

(3) 所得調査の実施

被保険者に係る所得調査（市町村民税の課税標準額の調査）を実施した。（全国歯のみ）

(4) 葬祭費、死亡見舞金の支給額の改定

1種組合員	200,000円	⇒	300,000円
1種家族	50,000円	⇒	100,000円
2種組合員	100,000円	⇒	150,000円
2種家族	50,000円	⇒	100,000円
3種家族	50,000円	⇒	100,000円
後期高齢者組合員	200,000円	⇒	300,000円
後期高齢者組合員家族	50,000円	⇒	100,000円

II 事業の実施状況

1. 被保険者・後期高齢者組合員の状況

(1) 種別被保険者数（平均）

種別		平成27年度	平成26年度	伸び率
組合員	1種	11,510	11,533	▲0.20
	2種	1,279	1,284	▲0.39
	3種	25,893	25,768	0.49
	計	38,682	38,585	0.25
家族	1種	22,018	22,625	▲2.68
	2種	982	955	2.83
	3種	3,984	3,865	3.08
計	26,984	27,445	▲1.68	
合計	1種	33,528	34,158	▲1.84
	2種	2,261	2,239	0.98
	3種	29,877	29,633	0.82
	計	65,666	66,030	▲0.55

【再掲】

前期高齢者・未就学児・介護保険第2号・組合特定被保険者（平均）

種別		前期高齢者	未就学児	介護第2号	組合特定
組合員	1種	2,232	-	8,548	608
	2種	23	-	404	910
	3種	215	-	8,636	12,081
	計	2,470	-	17,588	13,599
家族	1種	1,606	1,603	7,190	1,385
	2種	23	376	108	630
	3種	224	488	681	1,920
	計	1,853	2,467	7,979	3,935
合計	1種	3,838	1,603	15,738	1,993
	2種	46	376	512	1,540
	3種	439	488	9,317	14,001
	計	4,323	2,467	25,567	17,534

(2) 後期高齢者組合員数 (平均)

平成 27 年度	平成 26 年度	伸び率
906	903	0.33

2. 保険料収納の状況

種 別	平成 27 年度			平成 26 年度			収納額の 伸び率	
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率		
基 礎 賦課額	均等割	6,319,491,300	6,312,688,100	99.89	5,835,558,000	5,830,268,200	99.91	8.27
	所得割	2,577,438,988	2,574,622,601	99.89	2,520,194,228	2,517,916,996	99.91	2.25
後期高齢者支援金等賦課額	2,588,803,800	2,585,982,200	99.89	2,527,028,400	2,524,705,200	99.91	2.43	
介護納付金賦課額	1,135,078,300	1,133,461,400	99.86	1,121,640,600	1,120,263,200	99.88	1.18	
後期高齢者賦課額	54,270,000	54,170,000	99.82	54,165,000	54,125,000	99.93	0.08	
合計	12,675,082,388	12,660,924,301	99.89	12,058,586,228	12,047,278,596	99.91	5.09	

※滞納繰越金を含まず。

3. 国庫支出金の交付状況

項 目	平成 27 年度	平成 26 年度	伸び率
事務費負担金	42,544,418	43,657,491	▲ 2.55
療養給付費補助金	3,039,838,328	2,792,362,434	8.86
後期高齢者支援金補助金	935,326,298	960,081,363	▲ 2.58
介護納付金補助金	515,435,105	509,253,489	1.21
出産育児一時金等補助金	74,165,000	78,577,000	▲ 5.61
高額医療費共同事業補助金	14,934,000	11,785,000	26.72
特別調整補助金	53,964,000	52,159,000	3.46
特定健康診査等補助金	4,663,000	5,954,000	▲ 21.68
災害臨時特例補助金	2,361,000	393,000	500.76
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	75,292,000	0	-
合 計	4,758,523,149	4,454,222,777	6.83

(注) 記載の無い国庫支出金項目については、平成 27 年度及び平成 26 年度共に交付金無し。

4. 保険給付の状況

(1) 給付割合

種 別	給付割合
①組合員	7割給付
②家族	7割給付
③義務教育就学前の者	8割給付
④前期高齢者(70～74歳)	7割給付
・現役並み所得者	7割給付
・一般所得者で平成26年4月1日以前に70～74歳となっている者	9割給付
・一般所得者で平成26年4月2日以降に70歳となる者	8割給付

(2) 療養給付費の給付状況

診療月	平成 27 年度給付額	平成 26 年度給付額	伸び率
4月	566,153,671	574,986,529	▲ 1.54
5月	521,732,610	523,645,326	▲ 0.37
6月	546,905,543	519,103,870	5.36
7月	568,779,651	551,972,221	3.04
8月	522,754,500	516,806,405	1.15
9月	552,571,347	498,988,082	10.74
10月	605,900,026	580,751,813	4.33
11月	541,426,783	497,904,628	8.74
12月	601,599,930	576,946,346	4.27
1月	548,796,472	543,899,041	0.90
2月	603,107,901	510,666,953	18.10
3月	665,675,947	597,002,152	11.50
合計	6,845,404,381	6,492,673,366	5.43
年間月平均	570,450,365	541,056,114	5.43

(3) 総医療費の状況

診療月	平成 27 年度費用額	平成 26 年度費用額	伸び率
4月	800,820,005	814,203,090	▲ 1.64
5月	737,126,064	741,101,002	▲ 0.54
6月	772,938,020	733,916,832	5.32
7月	804,620,838	781,020,578	3.02
8月	740,305,926	730,571,872	1.33
9月	782,358,776	704,509,268	11.05
10月	857,034,214	818,459,626	4.71
11月	764,550,144	702,716,066	8.80
12月	849,770,280	815,342,130	4.22
1月	775,757,028	766,800,508	1.17
2月	851,763,912	720,453,468	18.23
3月	937,974,704	843,533,782	11.20
合計	9,675,019,911	9,172,628,222	5.48
年間月平均	806,251,659	764,385,685	5.48

(4) 入院時食事療養費・生活療養費差額の支給状況

① 入院時食事療養費差額の支給状況

平成 27 年度		平成 26 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
0	0	0	0	-	-

② 入院時生活療養費差額の支給状況

平成 27 年度		平成 26 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
0	0	0	0	-	-

(5) 歯科給付の給付状況

平成 27 年度		平成 26 年度		伸び率	
件数	給付額	件数	給付額	件数	給付額
32,544	270,512,582	30,714	256,195,719	5.96	5.59

(6) 高額療養費の支給状況

平成 27 年度		平成 26 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
5,400	575,315,038	5,104	550,918,991	5.80	4.43

(7) 高額医療・高額介護合算療養費の支給状況

平成 27 年度		平成 26 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
0	0	0	0	-	-

(8) 出産育児一時金の支給状況

平成 27 年度		平成 26 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
805	336,884,310	786	328,158,649	2.42	2.66

(注) 直接支払の事務費を含む。

(9) 葬祭費の支給状況

平成 27 年度		平成 26 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
75	15,250,000	84	11,850,000	▲ 10.71	28.69

(10) 療養費の支給状況

平成 27 年度		平成 26 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
24,527	103,547,414	24,559	103,457,026	▲ 0.13	0.09

(11) 移送費の支給状況

平成 27 年度		平成 26 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
0	0	1	152,730	▲ 100.00	▲ 100.00

(12) 傷病手当金の支給状況

平成 27 年度		平成 26 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
1,445	54,423,000	1,321	54,207,000	9.39	0.40

5. 高額医療費共同事業の状況

項目	平成 27 年度	平成 26 年度	伸び率	
収入	交付金	267,407,000	246,354,000	8.55
	国庫補助金	14,934,000	11,785,000	26.72
	収入合計	282,341,000	258,139,000	9.38
支出	高額医療費拠出金	253,287,000	208,047,000	21.75
	支出合計	253,287,000	208,047,000	21.75
収支差額	29,054,000	50,092,000	▲ 42.00	

6. 保健事業の状況

(1) 支部保健事業費の交付状況

定額交付分 【各支部一律 1,550,000 円】	被保険者割交付分 【被保険者 1 人当たり 440 円】		交付額合計
	被保険者数 (人)	交付額	
31,000,000	65,999	29,039,560	60,039,560

(2) 節目健診事業助成金の支給状況

平成 27 年度		平成 26 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
3,536	92,527,893	3,530	94,749,761	0.17	▲ 2.34

(3) インフルエンザ予防接種事業助成金の支給状況

平成 27 年度		平成 26 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
21,210	41,979,840	21,245	43,819,979	▲ 0.16	▲ 4.20

(4) 特定健診・特定保健指導の実施状況

① 特定健診の実施状況

平成 27 年度				平成 26 年度			
該当者	受診者	実施率	支給額	該当者	受診者	実施率	支給額
30,572	5,474	17.91	41,536,792	30,043	5,965	19.85	46,552,281

② 特定保健指導の実施状況

平成 27 年度				平成 26 年度			
該当者	利用者	実施率	支給額	該当者	利用者	実施率	支給額
772	9	1.17	48,156	729	10	1.37	64,622

(5) 資金貸付事業の状況

高額療養費資金貸付及び出産費資金貸付事業の貸付実績無し。

(6) 医療費通知の実施状況

年 6 回 (2 カ月間の診療分ごとに通知) 実施。

(7) 後期高齢者組合員保健事業の実施状況

① 傷病見舞金の支給状況

平成 27 年度		平成 26 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
210	19,876,000	203	21,104,000	3.45	▲ 5.82

② 死亡見舞金の支給状況

平成 27 年度		平成 26 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
51	14,500,000	47	9,400,000	8.51	54.26

(8) 後発医薬品 (ジェネリック医薬品) 差額通知の実施状況

年 2 回 (ただし、平成 27 年度途中より実施のため、平成 27 年度は 1 回)

7. レセプト点検事業の実施状況（平成26年度点検分）

委託料	効果額	差引額(A)	国庫補助(B)	(A) + (B)
6,156,000	4,075,060	▲ 2,080,940	6,156,000	4,075,060

8. 広報活動の実施状況

(1) 組合報「全国歯報」を年2回発行

(2) ホームページ活用の実施

III 事務処理の適正化と効率化

医療制度改革に伴い、業務量の増大及び内容の複雑化が一層進展している。そうした中、安定した魅力ある国保組合を目指すには役員、職員が信頼し協力しあって業務を推進していかなければならない。そのためにも各種研修会等に積極的に参加し情報収集に努めるとともに、役員、職員間での情報伝達に努め、より良い事業運営を目指した。

IV 事務研修会の開催

1. 支部事務所職員対象の研修会

(1) 日時 平成27年4月24日(金)
13時～17時
平成27年4月25日(土)
9時～15時

(2) 場所 ハートンホテル京都 2階
「嵯峨高雄」

(3) 研修内容

- ①規約等の変更について
- ②保険料について
- ③保険証の一斉更新について

- ④社会保障・税番号制度について
- ⑤国保ヘルスアップ事業について
- ⑥コンプライアンスについて
- ⑦その他

2. 東京事務所職員対象の研修会

(1) 日時 平成27年8月26日(水) 10時

(2) 場所 東京事務所 地階

(3) 研修内容

- ①節目健診について
- ②保険料計算業務について
- ③平成27年度以降の懸案事項について

V 諸会議の開催

1. 組合会

会議名	開催日	開催場所
第77回通常組合会	平成27年7月26日(日)	フクラシア東京ステーション
第78回通常組合会	平成28年3月17日(木)	フクラシア東京ステーション

2. 理事会

会議名	開催日	開催場所
第1回理事会	平成27年6月10日(水)	フクラシア東京ステーション
第2回理事会	平成27年8月5日(水)	フクラシア東京ステーション
第3回理事会	平成27年11月11日(水)	フクラシア東京ステーション
第4回理事会	平成28年3月2日(水)	フクラシア東京ステーション

3. 常務会

会議名	開催日	開催場所
第1回常務会	平成27年5月27日(水)	東京事務所
第2回常務会	平成27年7月26日(日)	フクラシア東京ステーション
第3回常務会	平成27年10月7日(水)	東京事務所
第4回常務会	平成27年11月11日(水)	フクラシア東京ステーション
第5回常務会	平成28年2月16日(火)	東京事務所

4. 監事会

会議名	開催日	開催場所
第1回監事会	平成27年6月10日(水)	フクラシア東京ステーション
第2回監事会	平成28年3月2日(水)	フクラシア東京ステーション

5. 議長団打合せ

会議名	開催日	開催場所
第1回議長団打合せ	平成27年7月26日(日)	フクラシア東京ステーション

6. 事務研修会

会議名	開催日	開催場所
平成27年度職員事務研修会	平成27年4月24日(金)～25日(土)	ハートンホテル京都

7. 役職員のコンプライアンスに関する研修会

会議名	開催日	開催場所
平成27年度役職員のコンプライアンスに関する研修会	平成27年9月9日(水)	フクラシア東京ステーション

VI 関係団体の会議開催状況

1. 栃木県庁関係

会議名	開催日	開催場所
国保主管課長(事務局長)会議	平成27年4月22日(水)	栃木県国保連合会
第3回医療保険者等における番号制度導入に関する説明会	平成27年7月27日(月) 平成27年7月31日(金)	東京国際フォーラム

2. 栃木県国保連合会関係

会議名	開催日	開催場所
特定健診等データ管理システム新任担当者説明会	平成27年5月14日(木)	栃木県国保連合会
第三者行為損害賠償求償事務担当職員研修会	平成27年5月25日(月)	栃木県国保連合会
保険者事務共同電算処理事業担当職員研修会	平成27年5月26日(火)	栃木県国保連合会
第1回保健事業専門研修会	平成27年7月15日(水)	栃木県国保連合会
第2回保健事業専門研修会	平成28年2月3日(水)	栃木県国保連合会
第三者行為損害賠償求償事務保険者説明会	平成28年3月10日(木)	栃木県国保連合会

3. 全協関係

(1) 総会

会議名	開催日	開催場所
第65回通常総会	平成27年6月11日(木)	リーガロイヤルホテル(大阪府)
第66回通常総会	平成28年3月11日(金)	明治記念館

(2) 関東甲信越支部関係

会議名	開催日	開催場所
関東甲信越支部総会	平成27年5月15日(金)	ホテルオークラ新潟
マイナンバー説明会	平成27年11月27日(金)	都道府県会館

(3) 研修会

会議名	開催日	開催場所
第1回事務(局)長研修会	平成27年6月23日(火)	全国町村会館
第1回理事長・役員研修会	平成27年7月16日(木)	アルカディア市ヶ谷
職員研修会	平成27年9月4日(金)	全国町村会館
保健事業推進担当者研修会	平成27年11月6日(金)	新宿ワシントンホテル
第2回理事長・役員研修会	平成27年12月7日(月)	アルカディア市ヶ谷
第2回事務(局)長研修会	平成28年2月2日(火)	アルカディア市ヶ谷

4. 全歯連関係

(1) 総会

会議名	開催日	開催場所
第1回通常総会	平成27年7月7日(火)	アルカディア市ヶ谷
第2回通常総会	平成28年3月1日(火)	アルカディア市ヶ谷

(2) 理事会

会議名	開催日	開催場所
第1回理事会	平成 27 年 5 月 26 日 (火)	神奈川県歯科保健総合センター
第2回理事会	平成 27 年 7 月 7 日 (火)	アルカディア市ヶ谷
第3回理事会	平成 27 年 9 月 28 日 (月)	アルカディア市ヶ谷
第4回理事会	平成 28 年 2 月 2 日 (火)	アルカディア市ヶ谷
第5回理事会	平成 28 年 3 月 1 日 (火)	アルカディア市ヶ谷

(3) 監事会

会議名	開催日	開催場所
第1回監事会	平成 27 年 5 月 26 日 (火)	神奈川県歯科保健総合センター

(4) 委員会

会議名	開催日	開催場所
第1回調査委員会	平成 27 年 9 月 28 日 (月)	アルカディア市ヶ谷
第2回調査委員会	平成 27 年 10 月 29 日 (木)	アルカディア市ヶ谷
第3回調査委員会	平成 27 年 12 月 17 日 (木)	アルカディア市ヶ谷

(5) 選挙管理会

会議名	開催日	開催場所
第1回選挙管理会	平成 27 年 7 月 7 日 (火)	アルカディア市ヶ谷
第2回選挙管理会	平成 27 年 9 月 28 日 (月)	アルカディア市ヶ谷

5. その他

会議名	開催日	開催場所
東海信越地区歯科医師会役員・国保組合役員・連盟役員合同連絡協議会	平成 27 年 10 月 3 日 (土)	都ホテル(岐阜県)
北海道・東北地区歯科医師国保組合研修会	平成 27 年 10 月 9 日 (金)	廣美亭(岩手県)
東海信越地区歯科医師国保組合・全国歯国保組合合同職員研修会	平成 27 年 10 月 23 日 (金)	愛知県歯科医師会館
北海道・東北地区歯科医師国保組合協議会	平成 27 年 10 月 24 日 (土)	ホテル紫苑(岩手県)
東海信越地区歯科医師会・国保組合・全国歯国保組合事務長会	平成 28 年 3 月 11 日 (金)	岐阜県歯科医師会館

第3号議案 平成27年度歳入歳出決算について議決を求める件 鈴木副理事長

鈴木哲男副理事長から平成27年度歳入歳出決算について、プロジェクターを用いて説明があり質疑応答の後採決に入り全員挙手により可決承認された。

【趣旨説明の要旨】

・国民健康保険料の均等割賦課額が対前年度4億8,300万円増となっていることについては、保険料を段階的に引き上げたことによる。またこれは被保険者数に比例するが、なだらかに右肩下がりとなっており、特徴として若年層の歯科医師が減少傾向にあり、高齢化が進んでいる。3種組合員については最も若い世代が減っており、新規に雇っている方々は減っているのではないかと



鈴木副理事長

れる。1種家族についても高齢化している。
・27年度の国民健康保険料の所得割と均等割の割合は1:2.5となっており、所得割はほとんど上がっていない。

- ・国庫支出金は、約47億円で対前年度約3億円増となっている。その内訳をみると年度末に追加分として補助金申請額に係数をかけて余分に補助される中の療養給付費分としての約3億5,000万円と社会保障・税番号制度システム整備に係る経費に対して補助された約7,000万円というものなど、諸々のものが重なり増えたという事ですので、純粋に増えたという事ではない。
- ・定率補助率32%だが、協会けんぽ適用事業所(法人事業所及び常時5人以上雇用する個人事業所)で、平成9年9月以降に適用除外により本組合に加入している被保険者については組合特定被保険者と呼称し、療養給付費に対する補助率は13%となる。後期高齢者支援金、介護納付金に対しては協会けんぽの補助率と同様の16.4%。この組合特定被保険者の全被保険者に対する割合は24年が約20%、25年が約22%、26年が約24%と2%ずつ増えている状況で、27年度は約26%であった。ここで問題になるのが、今回の国庫補助金削減に対する激減緩和の一つである、組合特定被保険者の全被保険者に対する割合が30%以下の国保組合に対し、削減額の4分の1を補助するというものが、29年、30年には30%を超えるために補助対象から外れる事態になるかもしれないという事がある。
- ・療養給付費補助金が約30億円。これを全額、療養給付費には使えない。この中には約7億円の前期高齢者納付金分がある。
- ・総務費の増のなかで大きいのは、社会保障・税番号制度システム整備によるものが約8,600万円、これは国から補助される。
- ・療養諸費は約70億円、対前年度約3億4,000万円増。高額療養費は対前年度2,400万円増、葬祭費については支給額を引き上げたので増となっている。
- ・後期高齢者支援金は、対前年度3,000万円増。保険料の後期高齢者支援金分として約25億円、国からの後期高齢者支援金補助金で約9億円、全部で35億2,000万円から後期高齢者支援金約35億円を支払うため、2,000万円ほど保険料が超過

- しているのではないかとと思われるが、これについては法で定められた積立を行う必要があるため、保険料が過大であるという事ではない。
- ・前期高齢者納付金は約23億3,000万円、対前年度約2億円増。それに対する補助金は約7億円、差引16億円。療養給付費分として納めてもらっている保険料から負担しているため、この前期高齢者納付金が増えると保険料の引き上げにもつながる。
- ・介護納付金は約15億円。これも保険料の介護納付金分として約11億円、国からの介護納付金補助金が約5億円、全部で約16億円から支払うため約1億円超過となるが、これについても法で定められた積立が必要となっているため、保険料が過大という事ではない。
- ・積立金は、対前年度14億円増。この一因は、平成26年度保険料の引き上げ案を上程する際、否決の可能性もあり、同時に上程される予算案の中に、積立金の科目設置をすることができなかつたため、26年度の決算において、次年度に繰越金として処理せざるを得なかった分を27年度に積み立てたことによる。
- ・諸支出金のうちの償還金は、前年度に超過交付された国庫補助金を国に返還するもので、年度末の3月に療養給付費の補助金申請額に対して、係数を乗じて約1割増しで追加交付された部分について、返還が生じている。この係数に関しては年々低下傾向にある。
- ・歳出は、対前年度21億円増。これは主に積立金の14億円増。また保険給付費で約3億8,000万円及び前期高齢者納付金が約2億2,000万円増である。ここで最も気を付けたいのは、この保険給付費、前期高齢者納付金であり、このまま伸びていくと約6億円。28年度末で国保事業安定積立金が25億円となる予定だが、4年で使い切る可能性がある。あるいは3年の可能性も起こり得る。28年度、29年度の決算状況を見て、30年度に保険料引き上げもある程度見据えておくことも必要であることが、この総括の中から推測される。

平成27年度 全国歯科医師国民健康保険組合歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 国民健康保険料		12,667,952,000	12,697,066,652	12,672,184,533	0	24,882,119	4,232,533
	1. 国民健康保険料	12,667,952,000	12,697,066,652	12,672,184,533	0	24,882,119	4,232,533
2. 使用料及び手数料		1,000	33,800	33,800	0	0	32,800
	1. 手数料	1,000	33,800	33,800	0	0	32,800
3. 国庫支出金		4,096,804,000	4,758,523,149	4,758,523,149	0	0	661,719,149
	1. 国庫負担金	35,572,000	42,544,418	42,544,418	0	0	6,972,418
	2. 国庫補助金	4,061,232,000	4,715,978,731	4,715,978,731	0	0	654,746,731
4. 前期高齢者交付金		2,000	0	0	0	0	▲ 2,000
	1. 前期高齢者交付金	2,000	0	0	0	0	▲ 2,000
5. 共同事業交付金		178,119,000	267,407,000	267,407,000	0	0	89,288,000
	1. 共同事業交付金	178,119,000	267,407,000	267,407,000	0	0	89,288,000
6. 財産収入		25,307,000	25,469,228	25,469,228	0	0	162,228
	1. 財産運用収入	25,307,000	25,469,228	25,469,228	0	0	162,228
7. 繰入金		7,000	31,572,625	31,572,625	0	0	31,565,625
	1. 特別積立金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	2. 給付費等支払準備金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	3. 別途積立金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	4. 事務所維持・拡充積立金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	5. 役員退職慰労金積立金繰入金	1,000	16,000,000	16,000,000	0	0	15,999,000
	6. 職員退職手当積立金繰入金	1,000	15,572,625	15,572,625	0	0	15,571,625
	7. 国保事業安定積立金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
8. 繰越金		2,700,000,000	2,714,435,902	2,714,435,902	0	0	14,435,902
	1. 繰越金	2,700,000,000	2,714,435,902	2,714,435,902	0	0	14,435,902
9. 諸収入		3,284,000	19,587,664	19,587,664	0	0	16,303,664
	1. 延滞金及び過料	1,000	328,900	328,900	0	0	327,900
	2. 立替収入	1,000	469,715	469,715	0	0	468,715
	3. 預金利子	919,000	1,432,781	1,432,781	0	0	513,781
	4. 雑入	2,363,000	17,356,268	17,356,268	0	0	14,993,268
歳入合計		19,671,476,000	20,514,096,020	20,489,213,901	0	24,882,119	817,737,901

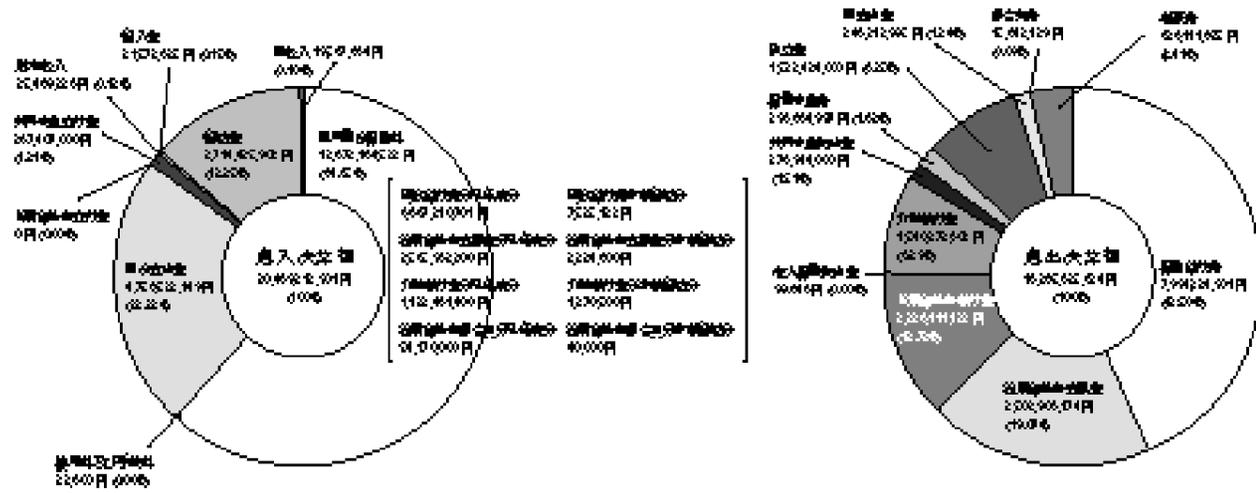
歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	予算現額と支出済額との比較
1. 組合会費		19,120,000	15,612,129	0	3,507,871
	1. 組合会費	19,120,000	15,612,129	0	3,507,871
2. 総務費		660,415,000	626,111,855	0	34,303,145
	1. 総務管理費	660,414,000	626,111,855	0	34,302,145
	2. 徴収費	1,000	0	0	1,000
3. 保険給付費		8,100,981,012	7,991,234,901	0	109,746,111
	1. 療養諸費	7,088,126,414	7,009,362,553	0	78,763,861
	2. 高額療養費	576,315,038	575,315,038	0	1,000,000
	3. 移送費	1,000,000	0	0	1,000,000
	4. 出産育児諸費	336,885,560	336,884,310	0	1,250
	5. 葬祭費	24,920,000	15,250,000	0	9,670,000
	6. 傷病手当金	73,734,000	54,423,000	0	19,311,000
4. 後期高齢者支援金等		3,502,906,907	3,502,906,174	0	733
	1. 後期高齢者支援金等	3,502,906,907	3,502,906,174	0	733
5. 前期高齢者納付金等		2,336,111,315	2,336,111,133	0	182
	1. 前期高齢者納付金等	2,336,111,315	2,336,111,133	0	182
6. 老人保健拠出金		101,000	99,848	0	1,152
	1. 老人保健拠出金	101,000	99,848	0	1,152
7. 介護納付金		1,543,437,000	1,540,273,602	0	3,163,398
	1. 介護納付金	1,543,437,000	1,540,273,602	0	3,163,398
8. 共同事業拠出金		308,440,000	276,944,000	0	31,496,000
	1. 共同事業拠出金	284,783,000	253,287,000	0	31,496,000
	2. 共同事業負担金	23,657,000	23,657,000	0	0
9. 保健事業費		330,053,000	296,884,997	0	33,168,003
	1. 特定健康診査等事業費	63,485,000	56,286,328	0	7,198,672
	2. 保健事業費	266,568,000	240,598,669	0	25,969,331
10. 積立金		1,589,116,000	1,533,434,000	0	55,682,000
	1. 積立金	1,589,116,000	1,533,434,000	0	55,682,000
11. 諸支出金		246,212,995	246,212,995	0	0
	1. 償還金	246,212,995	246,212,995	0	0
12. 予備費		1,034,581,771	0	0	1,034,581,771
	1. 予備費	1,034,581,771	0	0	1,034,581,771
歳出合計		19,671,476,000	18,365,825,634	0	1,305,650,366

歳入合計	20,489,213,901
歳出合計	18,365,825,634
差引残高	2,123,388,267

平成27年度 歳入・歳出決算に占める各款別構成割合



財産状況報告 (平成27年度末現在)

1. 積立金

科目	金額(円)
① 特別積立金	1,903,090,000
② 給付費等支払準備金積立金	1,064,772,000
③ 別途積立金	125,000,000
④ 事務所維持・拡充積立金	206,325,000
⑤ 役員退職慰労金積立金	5,344,497
⑥ 職員退職手当積立金	200,113,495
⑦ 国保事業安定積立金	1,500,000,000
合計	5,004,644,992

2. 固定資産

科目	金額(円)
土地建物 (東京事務所)	380,000,000

3. 什器備品

(1) 備品目録 (東京事務所)

品目	数量	品目	数量
事務用机	3	書庫	1
事務用椅子	5	パソコン・ウイルス対策機器	1
ミーティングテーブル	2	新基幹システム用端末機	14
ミーティングチェア	17	新基幹システム端末機 (データセンタ設置)	1
デジタルカメラ	2	新基幹システムルータ機器 (データセンタ設置)	1
オーバーヘッドプロジェクター	1	レーザープリンタ	3
ビデオカメラ一式 (パナソニックデジカム)	1	パソコン	11
ウォッシュレット	4	タブレット型情報端末	1

(2) 備品目録 (支部事務所)

支部名	品目	数量	支部名	品目	数量
栃木	レーザープリンタ	1	鳥取	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	2		新基幹システム端末機	1
山梨	レーザープリンタ	1	香川	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	1		新基幹システム端末機	2
青森	レーザープリンタ	1	徳島	レーザープリンタ	2
	新基幹システム端末機	1		新基幹システム端末機	2
岐阜	レーザープリンタ	1	高知	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	2		新基幹システム端末機	1
富山	レーザープリンタ	1	新潟	ファクシミリ	1
	ファクシミリ	1		レーザープリンタ	1
滋賀	レーザープリンタ	1	岩手	新基幹システム端末機	3
	新基幹システム端末機	1		レーザープリンタ	1
京都	レーザープリンタ	2	石川	新基幹システム端末機	2
	新基幹システム端末機	3		レーザープリンタ	1
岡山	レーザープリンタ	1	長野	新基幹システム端末機	1
	新基幹システム端末機	2		新基幹システム端末機	2
山口	レーザープリンタ	1	福井	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	2		新基幹システム端末機	1
鳥根	レーザープリンタ	1	沖縄	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	1		新基幹システム端末機	1

監査報告 滝澤常務監事・箱崎監事

箱崎監事より平成28年6月29日に開催されました監事会において、清永公認会計士より、歳入・歳出決算の決算事項別明細書、預金残高含め適正に処理されている旨の監査報告書について別紙のとおり報告をされた。

滝澤常務監事より平成28年6月29日、フクラシア東京ステーションにおいて、滝澤常務監事及び箱崎監事2名は、関係の役職員の立会いの中で、規約第49条により、平成27年度の経理状況および財産の状況等を監査し、各銀行預金残高証明書等を照合した結果、適正に処理されているものと認めた。

業務執行に関して適正に行われており、法令等に違反する重大な事実および義務違反は認められなかった。

また、監査報告意見書について、別紙のとおり報告された。



箱崎監事



滝澤常務監事





第4号議案 平成27年度決算剰余金の処分について議決を求める件 袋布理事



袋布理事

平成27年度決算剰余金の処分について袋布理事より平成28年度に繰り越したい旨の説明があり、原案どおり可決承認された。

平成27年度歳入歳出決算

歳入合計	20,489,213,901 円
歳出合計	18,365,825,634 円
決算剰余金	2,123,388,267 円

第5号議案 役員退職慰労金積立金の処分について議決を求める件 袋布理事

袋布理事から、柴田勝常務理事がご逝去されたことにより、役員退職慰労金の支給に充てるために、役員退職慰労金積立金を処分することについて趣旨説明の後、可決承認された。

平成28年度役員退職慰労金支給額 333,333 円

報告事項

〔全国歯関係〕

1. 全国歯科医師国民健康保険組合保険料減免規程の一部改正について

(平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間の保険料減免取扱いに係る暫定措置)平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所による警戒区域等の住民が、震災発生後、当組合の被保険者となった者に対する保険料の減免の期間は1年延長して73カ月間とすると改正した。

2. 全国歯科医師国民健康保険組合特別支部運営費交付基準の一部改正について

特別支部運営費の交付については、事業運営の効率化および充実ならびに改善、向上を図る目的で、従来より総額8,000万円のうち1支部あたり200万円、計4,000万円、残りの4,000万円を実績交付としてきた。

実績交付は1月から12月までで算定したが、会計年度に合わせ、前年度の4月から3月までの期間に変更し、その収支を見た上で翌年度交付する。

なお、「総支出の計算の基礎とした項目」は歳出のすべての項目とし、収入-支出が明確となった。



平塚常務理事

3. 既存の被保険者に対する個人番号取得方法について

当組合の個人番号取得に関しては、新規加入者は加入時に個人番号を書いていただくが、既存の被保険者の方は住基ネットより取得する。

これについては、29年1月より、制度の進捗状況を見ながら慎重に進めてまいりたい。

4. 平成27年度課税標準額の調査結果について

平成28年4月12日付で厚生労働省国民健康保険課長から、「平成27年度加入者1人当たり市町村民税課税標準額について」調査結果が栃木県国保医療課に事務連絡が届いた。

平成27年度における全国歯科医師国保組合の1人当たり市町村民税課税標準額は、178万9,222円、1,200万円の上限額を設定して算出した額は、159万5,792円。



樋口常務理事

5. 平成27年度療養給付費の状況について

平成27年度の療養給付費は68億4,500万円という状況で、当初予算額が69億1,400万円の予算範囲内で収まった。

例年と同じように、7月、10月、12月、3月が高くなっており、これは傾向としては同じである。その背景については、3月の第78回通常組合会の時に、C型肝炎新薬のハーボニーのことを出してお説明したが、このC型肝炎に対しての給付額が26年度は年間2,880万円だったものが、27年度には1億8,000万円と、約6倍という形でC型肝炎による給付が増えた。

27年度、C型肝炎に関する給付が増えたのは、大体9月以降がかなり増えてきている。

この薬は3カ月の服用で、ほぼ100%近い効果が出るということは既にご存じだと思う。ある意味で言えば、給付することによって、肝硬変、肝がん、C型肝炎が、悪化することがないと言われていることから考えると、3カ月の服用ということは、良い方ではという意識もある。

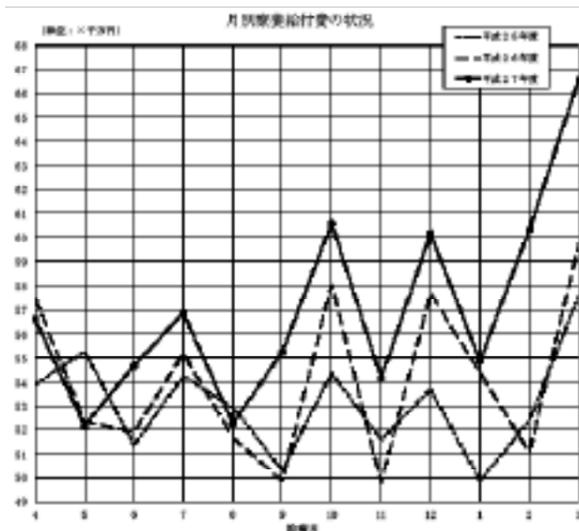
また、27年度はあまり影響が出ていないが、肺がん治療の高額医薬品で、最初は患者数が少ない皮膚がんに対し保険適用になった薬があ

り、これが肺がんにも効果があると言われていたが、効果が出る人、あるいは出にくい人、いろいろそういうようなことからすると、この医薬品による影響は28年度から出てくるのではないのかと思われる。

調剤全体の給付額は平成26年度に比べて当組合20の府県支部で12.69%増えている。高いところでは30%を超している支部もあり、調剤の給付額が増えているということが言える。

給付額が高いものとして、やはり人工透析がある。組合で約50名が人工透析をされている。

このようなことで、療養給付費が伸びている。またその影響が28年度にもあると認識している。



6. 平成28年度組合員の被保険者資格確認調査について

以前、全国建設工事業国保組合での無資格加入の発覚を契機に、一斉に国保組合について資格確認調査が行われた。

今年の9月頃、組合員の資格確認調査を実施する。今回は、診療所を休院または廃院をされている先生方を対象とする。

各支部事務所から組合員の先生方へ、確認書等の書類を送付する。

〔国及び県関係〕

1. 被保険者番号等の情報漏えいについて

平成28年5月31日付で厚労省国保課より「被保険者証の記号番号を含む個人情報流出事案にかかわる被保険者証の記号番号の変更対応等について」、という依頼文書が届いた。

概略は、全国でデータ件数約10万件、内容は氏名、性別、生年月日、住所、電話番号に被保

険者証の記号番号等が流出をした可能性が高い。当組合での対象者は3支部で16世帯、19名の方がおり、すでに新しい被保険者証を交付し対応した。

情報漏えいの経緯については、まだ確定はしていない。

〔全歯連関係〕

1. 平成28年度第1回理事会（5/24）について

平成28年5月24日に全歯連の理事会があり、報告では一般報告、会計現況報告、監事報告があった。

議事に移り、(1)全歯連顧問の承認を求める件では日本歯科医師会の堀会長が顧問となる議題が提出され、承認された。

(2)平成27年度事業について承認を求める件は、各担当からの説明、続いて(3)平成27年度歳入歳出決算について承認を求める件では、歳入合計、歳出合計の差し引き残額が680万円。内200万円を28年度積立金に回した。

協議では、規約の一部改正において、現在は「会長になるには会員の理事長、または、会員から推薦されたものから選出する」と規約になっているが、改正案は、「会長は会員の理事長から選出する」ということで、全国歯としては、尾上理事長しか立候補できないということになる。全国歯は20府県の支部長がおり、支部長も立候補しても良いのではないか、あるいは、支部長経験者も推薦できるという形になるように要望していきたい。

平成28年度第1回通常総会は平成28年10月15日2時半から千葉県浦安市で行われる。



仲佐副理事長

事前質問

質疑応答の要旨

Q 健康状態や経営的問題等様々な心の問題で、若い先生が亡くなるケースが増えている。

亡くなるまでいなくても、診療所を休んでいる方少なくない。心のケアの部分でなんらかの形で取り組む方策がないか検討しているが、国保組合として健康保持の観点から入院給付だけでなく、自宅療養中の給付や、今後、心のケアについて何か取り組む予定はあるか聞かせてもらいたい。

(新潟県支部 松崎正樹議員)

A 診療報酬の面で若い先生方には、心理的な圧迫等で、それがひいては体のほうにも影響されているという方も多々あるように聞いている。

心のケアへの対応として何か考えられないかということだが、1点目の質問は、入院給付だけでなく、自宅療養をしている方にも何らかの手当てができないかということだろうと思う。

全国歯の規約では、傷病手当金は、療養の給付を受けている方が療養のために入院している場合には、傷病手当金として1日につき4,000円を90日間を限度として支給するのが現行となっている。

全国歯以外の25道府県の歯科国保組合では3つの歯科国保で入院外につきまして、傷病手当金、あるいは傷病見舞金という名目で支給をしているところがある。次の理事会で、これは慎重に審議をしてみたいと思います。

もう1点。心のケアの取り組みということだが。昨年、労働安全衛生法が改正をされ、「常時50人以上雇用をしている事業所については、ストレスチェックを実施する」と義務付けをされました。

現在調べたところ、保険者が行う保健事業ということで電話カウンセリング、webカウンセリングといったような遠隔相談機関というのがいくつかあり、それらは有料だが、本当に組合員の先生方の何らかの手助けになれば、これは望むところであるため、併せて理事会のほうで諮っていききたいと思う。

(齊藤専務理事)

当日質問

Q 支出の適正化を図ることが極めて重要であり、今後は医科の高額レセプトの再点検にも、なお一層の力を注いでほしい。現在も再委託によるレ

セプト点検を行っているが、その費用は国からの補助もあるようなので、強力な点検を行って、適正な医療費が確保されるように取り組んでいただきたい。

(沖縄県支部 高江洲實議員)

A 現在、栃木県国保連合会に委託をして、一次審査及び二次審査を実施しているが、更に高額レセプトについて再点検を実施する三次審査というようなことを重点的に取り組んでまいりたい。

具体的な案が固まってきたら、理事会を通じて審議し、組合会において報告する。

(齊藤専務理事)

Q 「特別支部運営交付基準の一部改正について」ご説明をいただきました。その年度は前年の1月から12月までというのが、前年度の4月から3月までになりました。

なおかつ、翌年度に支給するという事になっておりますが、28年度の実績、4月から29年の3月です。そこまでやって、翌年度ということは、実際に支給されるのが、1年伸びますよね。その間は、4,000万円の皆さんに均等割の200万円は出ると思うんですが、その後の実績交付、これに関しては、どのようにお考えをされておられるのか教えていただきたいと思っております。

(高知県支部 野村和男議員)

A ご指摘のとおり、前年度の実績を基に交付すると1年遅れになるが、来年については、今年と同じ計算方法で交付する。

(齊藤専務理事)

Q 平成27年度の所得調査の結果、国庫補助金の補助率が30%に相当するということですが、それによって今まで3年間にかけて国庫補助率が16%を予想した値上げが、22%に落ち着いたということで、今年度の保険料の据置きが決定したという状況だと理解しています。

30%に国庫補助率が見直しにされたことによって、今後の保険料の値上がり、値下げの見込み、前回の組合会だと思っておりますが、恐らく3年ぐらいいは、値上がりしないといけないのではないかなという話を伺ったと記憶していますが、また補助率が上がったことによって、保険料の見込み、どのような形が見込まれるのか、お教えいただければと思います。

(山梨県支部 安富和宏議員)

先ほど決算のところでも説明させていただきました。給付で約3億8,000万、それから、前期高齢者納付金で約2億2,000万、大体6億円が27年度に増となっている。そのまま上がっていけばという話になると、28年度末には25億円を積立てる予定であるが、そのままいくとおよそ4年間は耐えられる。

これに対し、国からの補助金は、26年度所得調査の結果22%で予定していたが、補助率が30%になり影響力がなくなってきた。要するに、補助率が下がる影響が非常に少ないということになれば、むしろ給付は大きく伸びる可能性がある。

今の保険料をそのまま維持していくことができる

のは、単純に考えれば3年か4年。その先は、先ほど説明しましたように、28年、29年度の決算を見て、それで影響を探っていきたいと思っている。

先ほど理事長からあったように、1%下がると、約1億3,000万円の減です。5年間かけて2%減らされるが、大きくは狂わないだろうと思っている。1億3,000万円というのは確かに大きな額です。ですが、最初に比べればはるかに少ないと思っています。

最初は16%という補助率で保険料値上げの話をした。それで、これだけ上げないと駄目だという話をし、22%の補助率ということで28年度の予算組みをした。

(鈴木副理事長)



褒章受賞者に対する記念品贈呈

山下常務理事から平成28年春の褒章で、保健衛生功労により藍綬褒章を受章された平塚靖規先生の紹介があり、引き続き尾上理事長より平塚靖規先生に記念品を贈呈し祝意を表した。

平塚靖規先生謝辞

本日は、組合会の非常に貴重なお時間に、お祝いの場を設けていただきまして、誠にありがとうございます。

先ほど山下先生から、心温かいお言葉を頂き、お心遣いを頂きまして誠にありがとうございます。

私もこれを期に、また一層精進いたしまして、歯科界に貢献をしていきたいと思っております。組合会の先生方におかれましては、今後ともよろしくお願い申し上げます。簡単でございますが、お礼のご挨拶に代えさせていただきます。



鈴木副理事長

閉会の辞(要旨) 鈴木副理事長

これもちまして閉会ですが、決算というのは予算内にいかに収めるか、執行部の大きな務めであります。なおかつ、学生時代を思い出せば、成績表とか、通信簿のような感じで、皆さん方からどのような評価をいただくかというようなことだと思います。

保険料値上げには、給付にも使わせていただきたいと、そういうお話をさせていただきましたので、これから補助率が下がると

いっても2%、全国歯科医師国保組合としては本当に助かることであります。

今後、国の情勢でどうなるか分かりませんが、できるだけ情報を集め、そしてなおかつ、それに対しては素早く対応しようと思っております。今後ともご指導よろしくお願したいと思います。これにて閉会します。ありがとうございました。

褒章 受賞者紹介

ひらつかやすのり
平塚靖規先生

(昭和27年8月26日生)



【受章種別】 藍綬褒章

【功労種別】 保健衛生功績

【表彰歴】

- 平成23年10月 全国歯科医師国民健康保険組合連合会表彰
(歯科医師国民健康保険功労)
- 平成24年11月 京都市教育功労者表彰(学校保健功労)
- 平成25年11月 京都府知事表彰(保健医療功労)
- 平成26年11月 厚生労働大臣表彰(歯科保健事業功労)
- 平成27年7月 一般社団法人京都府歯科医師会長表彰(役員等功労)
- 平成27年7月 全国歯科医師国民健康保険組合表彰(役員等功労)

【略歴】

・京都府歯科医師会関係

- 平成7年4月1日 ~ 平成11年3月31日 理事
- 平成11年4月1日 ~ 平成13年3月31日 常務理事
- 平成19年4月1日 ~ 平成27年6月21日 会長

・全国歯科医師国民健康保険組合関係(本部)

- 平成11年7月30日 ~ 平成13年7月24日 理事
- 平成19年4月1日 ~ 平成27年6月21日 組合会議員
- 平成27年8月1日 ~ 現在 常務理事

・全国歯科医師国民健康保険組合関係(京都府支部)

- 平成7年4月1日 ~ 平成11年3月31日 支部理事
- 平成11年4月1日 ~ 平成13年3月31日 支部常務理事
- 平成19年4月1日 ~ 平成27年6月21日 支部長

・全国歯科医師国民健康保険組合連合会関係

- 平成27年8月1日 ~ 現在 理事

・日本歯科医師会関係

- 平成19年4月18日 ~ 平成27年6月30日 代議員
- 平成25年9月12日 ~ 平成27年6月30日 予算決算特別委員会委員長

山口県支部

山口県は本州の最西端に位置し瀬戸内海、日本海、玄界灘で三方を海に囲まれており、美しい海岸線を随所で見ることが出来ます。県の北西部には「北長門海岸国定公園」があり青海島、千畳敷、角島をはじめ見どころいっぱいです。また瀬戸内海側には周防大島など瀬戸内海国立公園の西側エリアが広がっており、海の幸も豊富です。また、山口の湯田温泉など温泉地も沢山あり、五感すべてで堪能することができます。その他意外なところでは、新幹線の駅が5つもあり、化学工場の副産物として水素の生産量は日本一で、週末には今もSLが走っています。県民性を、誤解を恐れずに言うと、前身が明治維新で活躍した長州藩だからか郷土意識が強く、「長州藩」を誇りに思っている人もまだまだたくさんいます。仲間内の結束力が強いのは、毛利元就の「三矢の教え」や「百万一心」以来の伝統です。米、塩、紙の「三白」が豊かであったこともあり、保守的な気質で、人見知りはしませんが、好き嫌いははっきりしています。議論好きで総理大臣が8人も出た地域だけに、政治に関心が高い人が多く見受けられます。また、体裁を気にして、負けず嫌いで、見栄っ張りな一面もあります。

さて、山口県支部組合員数は1種組合員本人617名家族1,148名、2種組合員本人87名家族69名、3種組合員本人1,560名家族313名、後期高齢者組合員47名の計3,841名で、職員2名が事務処理にあたっています。

山口県支部の単独事業としては、生活習慣病予防健診、健康維持・管理・増進に関する講習会、各種スポーツ同好会への助成等を行っています。

<山口県支部役員名簿> H28.8.1 現在

役職	氏名
支部長	小山 茂 幸
副支部長	下 村 明 生
常務理事	角 真 人
理 事	楊 亮 浩
理 事	城 島 浩
理 事	齋 藤 信
理 事	田 邊 竜 太
監 事	藤 井 義 之



支部理事会



角常務理事 職員(世良) 下村副支部長 小山支部長 田邊理事 職員(藤井)

島根県支部

島根県は日本海の南岸に位置し、東西に約200キロに及ぶ細長い県で、北方約40キロの海上には隠岐諸島があります。人口は約69万人で、県東部の出雲、西部の石見、日本海に浮かぶ隠岐の三つの地域からなり、それぞれに異なった地域性を持つ自然に恵まれた県です。出雲地域は年に一度、全国の神様たちが集まるとされることから、10月を神在月（一般的には神無月）と言います。神々のふるさと出雲では、出雲大社をはじめとして多くの神社や遺跡があり、パワースポットとして人気を集め、多くの観光客が訪れています。石見地域は、その昔、世界の産銀量の約3分の1を占めていたといわれる世界遺産石見銀山、テニスの錦織圭選手（島根県松江市出身）で有名になった高級魚の“のどぐろ”の産地の浜田漁港などがあります。隠岐地域は、隠岐ユネスコ世界ジオパークに登録され、その手つかずの自然は大変貴重なものとなっています。

島根県支部は、出雲地域に位置する県都、松江市にあり、国宝に再登録された松江城、夕日としじみが有名な宍道湖があり“水の都”と呼ばれています。

本支部は昭和33年8月に島根県歯科医師国民健康保険組合を設立し、その後昭和49年4月に中国歯科医師国民健康保険組合の設立に参加、そして昭和53年4月に全国歯科医師国民健康保険組合の設立に参加いたしました。

事務所は島根県歯科医師会館内にあり、支部長以下役員7名、職員1名にて業務を行っています。被保険者数は平成28年8月1日現在1,667名で1種組合員が254名、家族が463名、2種組合員が31名、家族が21名、3種組合員が780名、家族が148名となっており、また、後期高齢者組合員が39名となっています。

保健事業では人間ドックの補助、県歯科医師会の野球大会、ゴルフ大会への補助、マラソン大会への参加者への補助などを行っています。

支部の組織としては、支部長1名、副支部長兼常務理事1名、理事3名、監事2名、運営委員9名で、理事会を年3回、運営委員会を年2回、監事会を年2回行っております。支部長は県歯会長が兼務し、運営委員は各地区歯科医師会より1名ずつ選出されています。



支部長 渡邊 公人 副支部長兼常務理事 仲佐 善昭 理事 秦野 眞治 理事 草野 和茂



理事 古賀 宏 監事 榎平 与司郎 監事 水野 博之

故 柴田 勝 先生を偲ぶ



略 歴
昭和18年8月26日生

○栃木県歯科医師会
平成9年4月～平成18年3月 理事
平成21年4月～平成28年5月 会長

○日本歯科医師会
平成27年6月～平成28年3月 副会長

○全国歯科医師国民健康保険組合
平成21年4月～平成28年5月 栃木県支部長
平成23年4月～平成28年5月 本部常務理事

平成28年5月31日ご逝去 従五位旭日小綬章受章

先生は、本年5月に体調を崩され急遽入院、その後約1ヶ月間治療に専念されておられましたが、ご家族並びに我々会員の願いもかなわず5月31日にご逝去されました。

去る7月10日の合同葬に際しましては、ご多用中にも関わらず、全国各地からたくさんのお悔やみやご会葬を賜り誠に有り難うございました。心より御礼申し上げます。

先生は、数々の要職を兼務し激務をこなす傍ら、家庭においても向学心に燃え、寸暇を惜しまず文献等に目を通されるなど、歯科医学の進歩発展を念願されておられました。また、趣味のゴルフは固より日常の腕立て伏せや腹筋など、自身の健康保持のため体の鍛錬をされておられました。食事、栄養面においても健康管理をされ、県民の健康づくりと会員の負託に応えるために常日頃から生活習慣を整えるなどの努力をされておられました。

このように私たちは、未だ先生の訃報が信じがたく、急逝は誠に残念でなりません。

先生は、県民の歯や口腔の健康づくりを使命とし、平成21年4月に栃木県歯科医師会会長に就任するや否や歯科条例の必要性を唱え、「栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例」の制定に大いに尽力なされました。また、東日本大震災を教訓に災害対策に積極的に取り組み、平成24年2月に栃木県と「災害時の歯科医療救護に関する協定」を締結するに至りました。そして会員に対しては、栃木県歯科医学会の充実など幾多の活力ある事業を率先垂範し着実に進め会員福祉の向上に尽力されました。

全国歯においては、国保情勢の厳しい中、平成23年4月に本部常務理事に就任され、歯科医師国保組合の健全運営に大いに尽力されるとともに組合の中核的な役割を担われました。

私ども栃木県支部は、先生のご遺訓を承け、今後も役職員一丸となって全国歯の発展のため組合運営に精一杯努力する所存であります。

ここに柴田 勝先生の在りし日の面影を偲びつつ、心からご冥福をお祈りいたします。

全国歯科医師国民健康保険組合栃木県支部
支部長 宮 下 均

高齢受給者証の更新

平成28年8月1日からの高齢受給者証（水色）はお手元に届きましたでしょうか。有効期限切れの旧高齢受給者証（有効期限 平成28年7月31日、桃色）は必ず支部事務所までご返却をお願いします。

お手元に届いていない場合等ご不明な点は、支部事務所までお問い合わせください。

限度額適用認定証の更新

70歳未満の方が医療機関などを受診（入院・外来等）したとき、窓口で「国民健康保険限度額適用認定証」を提示すればひと月の医療費が高額（一定の自己負担限度額を超えた額）になった場合でも支払額が自己負担限度額に止められる認定証です。

この「国民健康保険限度額適用認定証」は事前に発行することができます。窓口負担が限度額を超えそうな場合は交付申請をしてください。

現在「国民健康保険限度額適用認定証」を交付されている方で8月以降も引き続き入院される方、または外来等の受診で支払い高額になりそうな方は（有効期限平成29年7月31日）、「国民健康保険限度額認定証」の交付申請をしてください。ただし、自己負担限度額は所得や家族構成の移動で変わる場合があります。非課税世帯の方は入院時、食事代の負担額も減額されます。

「国民健康保険限度額適用認定証」の発行及び更新については、支部事務所へお問い合わせください。

人工透析を受けている70歳未満の方へ (特定疾病療養受療証の更新)

人工透析を受けている70歳未満の方で、「国民健康保険特定疾病療養受療証」の交付手続きはお済でしょうか。有効期限が平成28年7月31日までのものをお持ちの方は、お早目に交付手続きを済ませてください。

更新手続きには、世帯全員の平成27年中の収入がわかる書類等が必要です。自己負担限度額が所得や家族構成の異動で変わる場合があります。詳しくは支部事務所までお問い合わせください。

有効期限の切れた「国民健康保険特定疾病療養受療証」をお持ちの方は支部事務所へ返却してください。

インフルエンザ予防接種補助事業

インフルエンザの罹患予防を図るため、インフルエンザの予防接種をした方に、その予防接種の費用の一部を負担します。

- 対象者** 当組合の被保険者（後期高齢者組合員を除く）
- 補助金額**
- ① 1名につき、3,000円を限度に支給します。
 - ② 費用額が3,000円に満たない場合は、実費分を支給します。
 - ③ 2回接種法で1回分が3,000円未満の場合、2回目分の領収書を提出した場合は、その合算額から3,000円を限度に支給します。
 - ④ 他の制度（市町村等）より補助を受ける時は、その制度を優先します。
- 実施期間** 事業年度の4月1日から翌年3月31日まで
- 申請期限** 当該事業年度の終了した年の4月7日までに各支部に申請してください。

節目健診のご案内

平成28年度、対象者の方はこの機会に是非、節目健診を受診しましょう。30,000円を限度として健診費用を支給します。

対象者	1種組合員 2種組合員	今年度中に30歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する方
	対象となった 1種組合員の配偶者	年齢は問いません
	3種組合員	今年度中に20歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する方
	後期高齢者組合員	今年度中に75歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する方、ただし、同一年度内に1種組合員として健診をされた方は除外
	後期高齢者組合員の配偶者で全国歯に加入している方	年齢は問いません ただし、同一年度内に1種組合員の配偶者として健診をされた方は除外

詳細につきましては、各支部事務所にお問い合わせください。

ジェネリック医薬品

を選びましょう！
を使いましょう！

国は医療費の削減の柱の一つとしてジェネリック医薬品の使用促進を掲げ、その対策として各保険者にも、普及促進策の実行を強く求められています。

そこで、当組合では医療費適正化の一環として、「ジェネリック医薬品差額通知事業」の実施をしています。

ジェネリック医薬品に切り替えることで、受診者ご自身の自己負担額が安くなることはもちろん、当組合全体の医療費負担の軽減並びに国の医療費削減にもなります。

この機会にジェネリック医薬品のご利用をご検討ください。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

『ジェネリック医薬品とは？』

後発医薬品とも呼ばれ、新薬の特許が終了したあとに発売される医薬品です。新薬と同じ有効成分ですが、開発費が抑えられるため、低価格で提供することができます。なお、効き目と安全性が先発医薬品と同等であると国から承認されたお薬だけが対象となります。

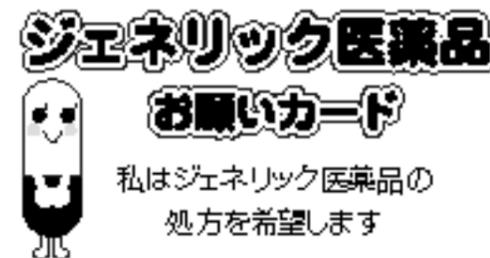
『ジェネリック医薬品差額通知事業の概要』

「診療報酬明細書（レセプト）」を分析し、薬剤利用実績に対してジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の差額を該当者の組合員様宅へ郵送いたします。

- 通知対象者 ジェネリック医薬品に切り替え可能なお薬を処方され、薬代の自己負担額が一定額以上軽減されると見込まれる方
- 通知時期 年間2回（2月・8月）

「ジェネリック医薬品お願いカード」は

全国歯ホームページからダウンロードできます。 <http://www.zensikokuho.or.jp>
被保険者証や診察券、または処方せんと一緒に提示しましょう。



医師・薬剤師の皆様へ

ジェネリック医薬品の処方をお願いします

- ・処方される薬にジェネリック医薬品がある場合には、ジェネリック医薬品の処方をお願いします。
- ・もちろん、ジェネリック医薬品を処方することができなかったり、ふさわしくない場合があることも十分承知しています。
- ・このカードは、保険証・診察券などと一緒にお願いします。

氏名

全国歯報発行所 全国歯報発行所

接骨院・整骨院・柔整のかかり方について

「柔道整復（整骨院・接骨院）」「鍼灸」「マッサージ」で被保険者証を使って療養を受けられるのは、一定の条件を満たす場合に限定されています。

整骨院・接骨院の受診は外傷による負傷が対象

整骨院・接骨院では、国家資格を持つ「柔道整復師」が施術を行います。施術とは、病院でいえば医師の治療に当たるものです。保険を使って施術を受けられるのは、外傷による負傷の場合に限られ、内科的原因による症状は対象となりませんので注意してください。施術前に負傷原因を正しく伝え、被保険者証が使えるかどうかの確認をすることが大切です。また、同一の負傷について同時期に整形外科の治療と柔道整復の施術を重複して受診することはできません。ただし、負傷状態の確認のために定期的に医師の検査を受ける場合には、その旨を柔道整復師に申し出てください。

鍼灸・マッサージの受診は医師の同意が必要

保険を使うには、医師の同意が必要です。鍼灸・マッサージの施術を受ける時には、医師が必要であると認め、医師の同意書または診断書を提出することが条件となります。また、柔道整復と同様に同一の負傷について同時期に整形外科の治療と、柔道整復師の施術を重複して受診することはできません。

治療を受けるときの注意点

- ◆ 医療保険は治療を目的としたものであり、保険適用とならない場合もありますので、負傷の原因は正確に伝えましょう。保険適用とならない受診内容だった場合、柔道整復師に「保険適用となる」と説明を受け受診されても、その治療費の全額又は一部を自己負担していただく場合がございます。
- ◆ 療養費支給申請書は、患者が柔道整復師に委任をし、患者に代わって治療費を保険者に請求し支払いを受けるための書類です。必ず内容（負傷原因、負傷名、施術日数、金額）を確認し、署名または捺印をしてください。
- ◆ 施術が長期に渡る場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。
- ◆ 平成22年9月の施術分より、窓口支払の領収証が無料発行されることになりました。医療費控除を受ける際に必要になりますので、大切に保管しましょう。
- ◆ 交通事故等による第三者行為に該当する場合は当組合に連絡してください。

保険適用とならない受診内容（全額自己負担）

以下のような症状で受診した場合は、保険証は使えません。

- | | |
|----------------------------------|---|
| ●単なる肩こり、腰痛、筋肉疲労等 | ●脳疾患後遺症などの慢性病 |
| ●病気（神経痛、リウマチ、五十肩、ヘルニア等）からくる痛みやこり | ●症状の改善の見られない長期の施術 |
| ●医師の同意のない骨折及び脱臼の治療（応急手当を除く） | ●仕事や通勤途中での負傷 |
| ●慰安目的のあんま・マッサージ代替りの利用 | ※適正受診、医療適正化のため、柔道整復師等の受診照会を送付させていただきます。 |
| ●保険医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷等の治療中のもの | |

海外療養費の審査強化と適正化

海外旅行などで渡航中に病気や怪我でやむを得ず現地の医療機関で診療を受けた場合、帰国後、申請により支払った医療費の一部が払い戻される「海外療養費制度」があります。

この制度を悪用した不正請求の事例が相次いだことから、厚生労働省は平成25年12月、支給申請の審査強化や警察との連携などの対応策を取りまとめ、都道府県などに対して、保険者への指導や周知を図るよう通知されました。

全国歯では、栃木県国民健康保険団体連合会と「海外療養費調査事務等に関する委託契約」を締結し、不正が疑われる場合は照会し調査業務を委託してまいります。

【支給される範囲】

支給対象となるのは、日本国内で診療を受けた場合に、国民健康保険の適用が受けられる治療に限られます。また、はじめから治療目的で海外へ渡航した場合は対象外です。

◇支給対象外となるケース

- ・保険のきかない診療、差額ベッド代
- ・美容整形
- ・高価な歯科材料や歯列矯正
- ・自然分娩
- ・交通事故やケンカなどの第三者行為不法行為による怪我や病気

【支給額の計算方法】

海外でかかった医療費をそのまま当てはめるわけではありません。

日本国内の医療機関で同じ病気や怪我を治療した場合にかかる治療費を基準にした額を支給します。

また、外貨で支払われた医療費については、支給決定日の外国為替換算率（売ルート）を用いて円に換算し、支給額を算出します。

【必要書類】（すべて原本）

- ・療養費支給申請書
 - ・領収書（現地で支払った領収書）又は渡航先に持参したもの
 - ・診療内容明細書（現地の医療機関で発行されたもの）又は渡航先に持参したもの
 - ・国民健康保険用国際疾病分類表
 - ・パスポートの写し（渡航機関、場所がわかるもの）
 - ・調査に関わる同意書
- 診療内容明細書、国民健康保険用国際疾病分類表、領収明細書は全国歯ホームページから印刷するか、支部事務所へお問い合わせください。

【申請期限】

海外で治療費用の支払いをした日から数えて2年が経過すると、時効により申請できなくなります。

組合員の資格調査のご協力（お願い）

1. 調査の実施について

被保険者資格を有する組合員（後期高齢者組合員を含む）のうち、平成28年8月1日現在診療所を休院又は廃院されている方を対象に、「自宅住所の確認」「歯科医業又は歯科業務に従事しているのかの確認」を実施します。

資格確認調査日程は平成28年9月初旬から調査票を対象の1種組合員及び後期高齢者組合員のご自宅宛に送付しますので、調査票をご記入のうえ、返信用「レターパック」にて支部事務所までご返送下さい。

また、提出期限は平成28年10月31日（月）となりますので、ご理解、ご協力をお願いします。

2. お問い合わせ先

被保険者証又は組合員証に記載の支部事務所へお問い合わせ下さい。

第三者の行為により負傷された方は届出が必要です

交通事故などのように、第三者の行為によって負傷した場合は、本来は医療費を加害者が全額負担すべきものです。こうした第三者行為と呼ばれるものについては、国民健康保険法施行規則第32条の6により

「組合員は、第三者行為による被害の状況等を保険者に届け出なければならない」とされております。（ただし通勤途中の事故については労災保険が適用となり、被保険者証は使用できません）

第三者の行為により負傷された方は、必ず組合の支部窓口までご連絡下さい。

なお骨折、捻挫、打撲、内臓損傷など、外傷性のけがによる受診が確認された場合には、担当者から負傷原因や受診状況をお伺いすることがありますので、ご協力をお願いします。

歯科自家診療それに伴う調剤は給付対象外

歯科における自己及び勤務する医療機関並びに分院等の系列医療機関での、組合員及びその世帯員の診療は、自家診療と判断し保険給付の対象外です。また、それに伴う処方箋の発行による調剤も給付対象外としておりますので、ご注意ください。

40歳～74歳のみなさまへ

特定健診・特定保健指導を受けましょう

メタボリックシンドロームに着目した特定健診・特定保健指導を活用し、健康づくりに取り組みましょう。体の状態を定期的にチェックするよい機会です。受診料は無料ですので、受けそびれることがないように、年に1回必ず受診しましょう。

特定健診を受けるメリットは？

- ・続けて受ければ、健康管理ができる！
- ・保健指導を受ければ、生活習慣病が変えられるかも！
- ・病気の予防ができるから安心！
- ・病気の予防が出来れば、医療費も減らせる！

特定健診の受診期間は、来年の3月末日までできます。

特定健診の受診券は、5月下旬、該当者の方へ郵送させていただいておりますが、紛失等された方は、再交付いたしますので、各支部事務所までご連絡願います。

特定健診の結果から、メタボリックシンドロームの危険性が高いと判断した方に特定保健指導の「利用券」を送付いたします。特定保健指導も無料ですので、生活習慣病の予防に取り組んでください。

健診を受けることにより医療費は低く推移しており、特に70歳代以降で大きく差がでます。健康を維持し、医療費を抑えるためにも、受診料が無料の特定健診を受診して下さい。

院長の皆様へのお願い

従業員の方につきましては、歯科医院の方で実施する健康診断を受けられた方は、健診結果から質問票による質問項目に回答をしていただき、当国保組合が受け取ることで、特定健診を受診したことになります。

当国保組合へ質問票の返送等ご面倒をおかけしますが、何とぞご協力いただきますようお願いいたします。

個人番号について

すでに全国歯に加入されている被保険者の皆様については、全国歯が住基ネット経由で個人番号を取得いたしますので、個人番号を提出していただく必要はありません。ただし、平成29年1月1日以降、全国歯に新規にご加入される方は、資格取得届に個人番号を記載していただきます。なお、全国歯が取得した皆様の個人番号は国が定める利用目的^(※)以外では使用いたしません。

※個人番号利用目的

届出いただいた個人番号は、番号法別表第1の第30項に規定する「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」において、適用、給付及び徴収業務で利用いたします。



表紙「堀切菖蒲園」

堀切の花菖蒲は、室町時代に堀切村の地頭の久保寺氏が自邸の庭で花菖蒲を栽培したのが始まりといわれ、江戸時代に入ると堀切村の百姓伊左衛門（小高氏）が花菖蒲に魅せられ、名品といわれる品種を蒐集し繁殖させた。

堀切の花菖蒲の様子は「江戸百景」に数えられ、鈴木春信や安藤広重などの浮世絵にも描かれている。 (撮影者 I. H)